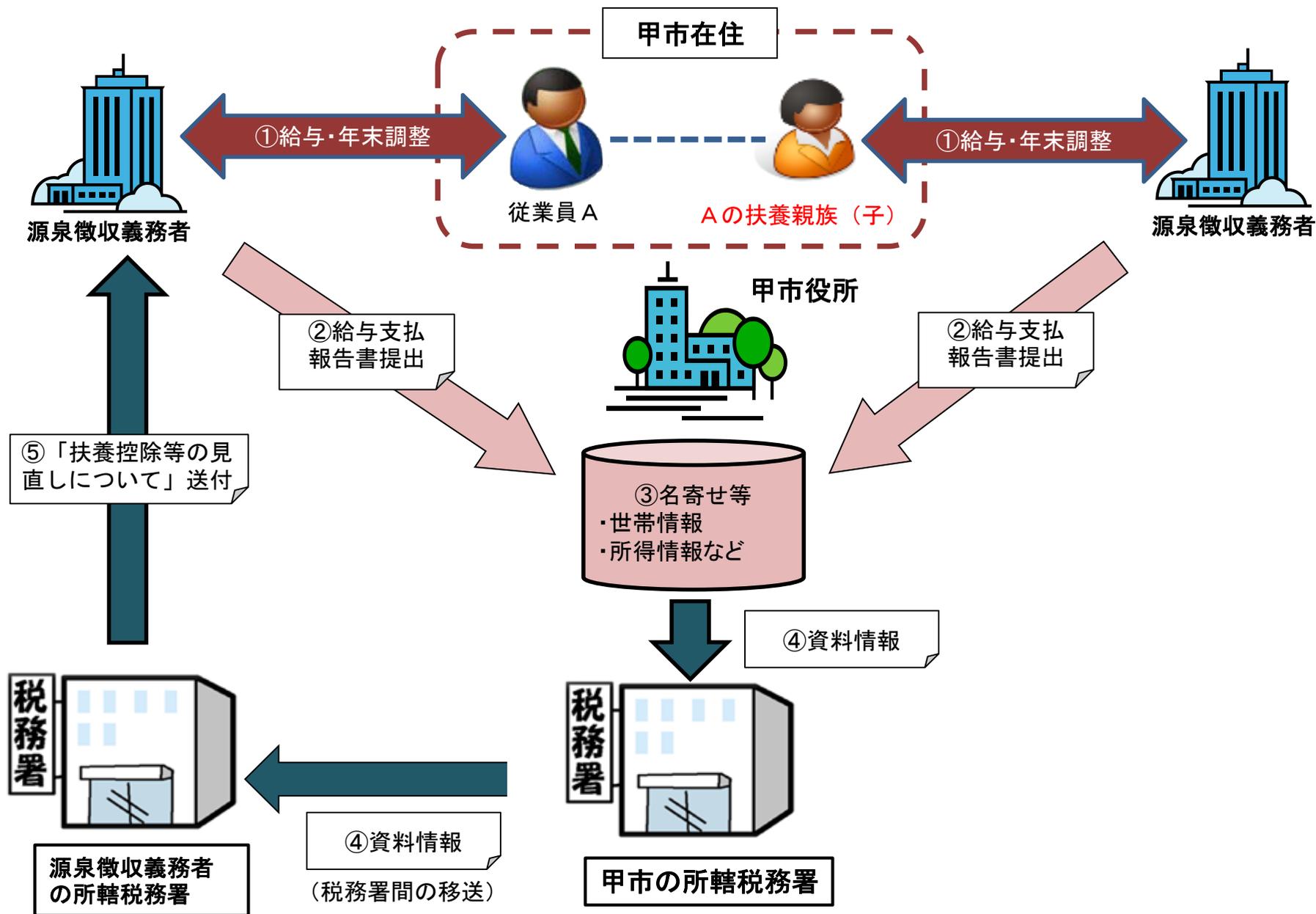


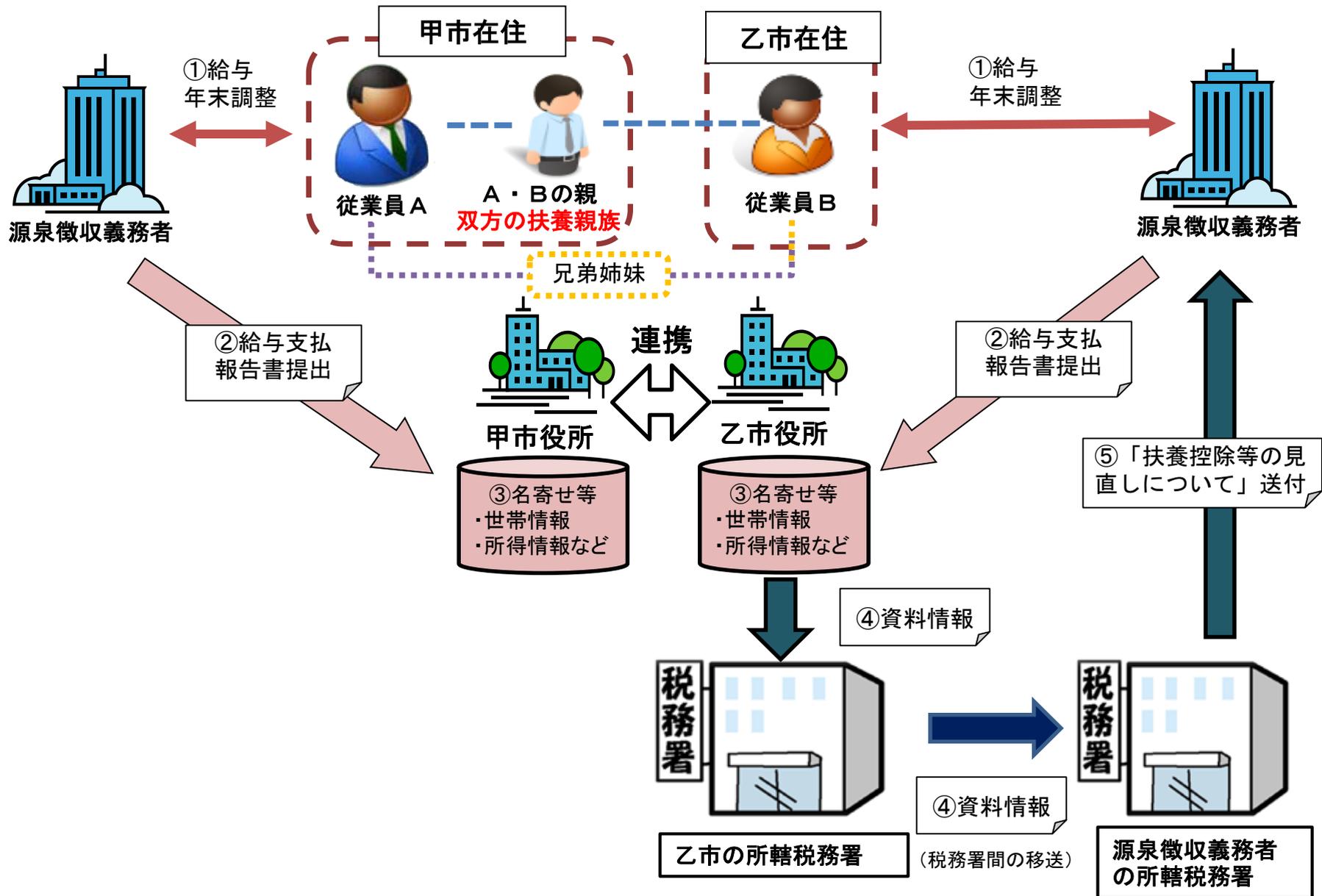
説明資料

平成30年4月
国 税 庁

○ 扶養是正事務の概要(扶養親族に給与収入があった場合の例)



○ 扶養是正事務の概要(重複控除の例(地方団体が異なる場合))



【参考：国税通則法(抄)】

(当該職員の団体に対する諮問及び官公署等への協力要請)

第七十四条の十二

1～5 (省略)

6 国税庁等又は税関の当該職員(税関の当該職員にあつては、消費税等に関する調査を行う場合に限る。)は、国税に関する調査について必要があるときは、官公署又は政府関係機関に、当該調査に関し参考となるべき帳簿書類その他の物件の閲覧又は提供その他の協力を求めることができる。

7 (省略)

従業員等からマイナンバー提供が受けられなかった場合の取扱い

番号制度の導入に当たり、マイナンバーを記載した上で法定調書を提出する義務のある事業者の方から、やむを得ず従業員等からマイナンバーの提供を受けられなかった場合において、税法上の義務を履行できないことを不安視する問い合わせが増加。

事業者に責めはなく義務を履行できない事業者の不安感を払拭するため、国税庁ホームページFAQにおいて、運用上の対応として経過等の記録を残すことを提示

【経過等の記録を残すことの趣旨】

- ① 事業者の法定調書への番号不記載が事業者の責めによらないことを明確化（法令上の義務の履行確認の観点）
- ② 事業者と従業員等との間でのマイナンバーの提供の有無の明確化（事後のトラブル防止の観点）

ご意見を踏まえ、経過等の記録は、「いつ提供を求め、その結果として提供を受けられなかった事実」が事後的に明らかとなればよく、個別の事情までを必要とするものではないことを、FAQで示す予定

（参考）現状の国税庁ホームページFAQ

Q1-2 従業員や講演料等の支払先等からマイナンバー（個人番号）の提供を受けられない場合、どのように対応すればよいですか。

（答）

法定調書の作成などに際し、従業員等からマイナンバー（個人番号）の提供を受けられない場合でも、安易に法定調書等にマイナンバー（個人番号）を記載しないで税務署等に書類を提出せず、従業員等に対してマイナンバー（個人番号）の記載は、法律（国税通則法、所得税法等）で定められた義務であることを伝え、提供を求めてください。

それでもなお、提供を受けられない場合は、提供を求めた経過等を記録、保存するなどし、単なる義務違反でないことを明確にしておいてください。

経過等の記録がなければ、マイナンバー（個人番号）の提供を受けていないのか、あるいは提供を受けたのに紛失したのかが判別できません。特定個人情報保護の観点からも、経過等の記録をお願いします。